

9 - 9 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

免 許 区 分	販 売 場 数			左のうち1年 以上引き続き 休止している 販売場数	販 売 業 者 数		
	卸売に限る旨 の条件が付さ れているもの	販売方法に条 件が付されて いないもの	計				
	場	場	場	場	者		
販い旨 売なの 方い条 法もが にの付 条及さ 件びれ が卸て 付売い さに れ限も てるの	全 酒 類	59	1,034	1,093	74	792	
	ビ - ル	48	102	150	28	116	
	洋 酒	10	38	48	12	43	
	輸 出 入 酒 類	176	219	395	136	280	
	自製酒類	清酒、みりん	9	32	41	5	13
		合成清酒、しょうちゅう	5	14	19	1	5
		ビ - ル	-	33	33	-	1
		洋 酒	5	13	18	1	5
		計	19	92	111	7	24
	その他の酒類	9	11	20	2	16	
合 計	321	1,496	1,817	259	1,271		
合 計	小売業者の共同購入機関	12	2	14	2	13	
	卸売業者の共同購入機関	2	-	2	-	2	
	製造者の共同販売機関	2	2	4	-	3	
	計	16	4	20	2	18	
販限さ 売るれ 方旨て 法のい に条る 小件 売がも に付の	全酒類	一般のもの	-	-	24,719	1,411	19,615
		特殊のもの	-	-	694	35	109
		期限付	-	-	-	-	-
		計	-	-	25,413	1,446	19,724
	その他の酒類	一般のもの	-	-	125	48	80
		特殊のもの	-	-	798	71	451
		期限付	-	-	35	-	19
		みりんだけのもの	-	-	642	34	218
		薬用酒だけのもの	-	-	2,900	75	2,790
		計	-	-	4,500	228	3,558
合 計	-	-	29,913	1,674	23,282		
媒 介 業	-	-	50	15	25		
代 理 業	-	-	-	-	-		

調査時点：平成16年3月31日

(注) 1 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。

2 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

用語の説明： 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。

9 - 10 免許場数の累年比較

(単位 場)

年 度	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒 類 製 造 場 数	酒 類 販 売 場 数		
	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう 甲	しょうちゅう 乙	ビール	その他	計		卸売のできるもの	小売に限るもの	計
11	377	11	20	40	44	282	774	475	1,917	27,139	29,056
12	375	10	20	41	45	291	782	474	1,917	27,049	28,966
13	371	11	20	44	41	304	791	469	1,899	27,836	29,735
14	365	11	19	44	42	319	800	462	1,875	28,305	30,180
15	358	11	19	46	42	442	918	456	1,817	29,913	31,730

調査時点：翌年3月31日